政令

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年十一月十七日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百二十五号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十二年十一月二十七日とする。

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　片山　善博
法務大臣　柳田　稔
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　高木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　大畠　章宏
国土交通大臣　馬淵　澄夫

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年十一月十七日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百二十六号

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の七条を加える。

（不要財産の国庫納付）

第二条の二　独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項の規定による政府出資等に係る不要財産の国庫納付（以下この項及び次条第一項において「現物による国庫納付」という。）について、通則法第四十六条の二第一項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　現物による国庫納付に係る不要財産の内容

二　不要財産と認められる理由

三　当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四　当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

五　現物による国庫納付の予定時期

六　その他必要な事項

2　独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項本文の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

（中期計画に定めた不要財産の国庫納付）

第二条の三　独立行政法人は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、現物による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。

2　主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3　独立行政法人は、第一項の通知を行ったときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

（不要財産の譲渡収入による国庫納付）

第二条の四　独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項の規定により、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から国庫納付を行うこと（以下「譲渡収入による国庫納付」という。）について、同項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

二　不要財産と認められる理由

三　納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由

四　当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

五　譲渡によって得られる収入の見込額

六　譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

七　当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

八　譲渡の方法

九　譲渡の予定時期

十　譲渡収入による国庫納付の予定時期

十一　その他必要な事項

2　独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項本文の規定による認可を受けて不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出するものとする。

一　当該不要財産の内容

二　譲渡によって得られた収入の額（第二条の六第一項及び第二項第二号において「譲渡収入額」という。）

三　譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

四　譲渡した時期

3　前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

4　主務大臣は、第二項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の二第二項本文の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額を独立行政法人に通知するものとする。

5　独立行政法人は、前項の通知を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、同項の規定により通知された金額を国庫に納付するものとする。

（中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付）

第二条の五　独立行政法人は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、譲渡収入による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。

2　主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3　前条第二項から第五項までの規定は、第一項の通知があった場合について準用する。